

大和市監査委員告示第1号

令和4年11月28日付け大和市監査委員告示第28号をもって公表した健康福祉部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月24日

大和市監査委員 佐藤 光徳

大和市監査委員 山田 己智恵

監査の結果	措置の内容
<p>(健康福祉総務課) 契約に関する事務において、委託業務契約の履行期間を誤認し、変更契約を締結しているものがあった。</p> <p>(人生100年推進課) 収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p>	<p>(健康福祉総務課) 相手方に事情を説明し、変更契約書の契約日の訂正処理を行った。今後は、変更契約の締結日が履行期間内でなければならないことを課内に周知し、誤認防止の徹底を図る。</p> <p>(人生100年推進課) 補助金交付決定の決裁の際には調定書を添付する。また、交付決定時期は概ね決まっていることから、調定事務を行う時期等について、引継ぎを徹底する。</p>